

## 令和4年11月第11回 真庭市農業委員会総会 議事録

### 1. 開催日時 令和4年11月10日(木)

午前10時00分から午前10時50分

### 2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

### 3. 出席委員 (41人)

会長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美

5番 福島康夫 6番 澤本基兄 8番 岡田耕平 9番 武村一夫

11番 池本 彰 12番 新田 孝 13番 長銚忠明 14番 妹尾宗夫

15番 中島寛司 16番 綱島孝晴 17番 松本正幸

推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明

24番 市本裕司 26番 松下 功 27番 福島史利 28番 太安隆文

29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三 33番 三村訓弘

34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦 36番 池田琢璽 38番 各務和裕

39番 東郷朝夫 40番 山中正義 41番 池田久美子 42番 井上 達

43番 入澤靖昭 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行 46番 石田 勉

### 4. 欠席委員 (5人)

農業委員 7番 山懸将伸 10番 中山克己

推進委員 25番 下山史朗 32番 長尾 修 37番 池田和道

### 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第62号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について

日程第6 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に  
ついて

その他

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 大塚哲史  
加藤真弓

### 7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、ただいまから令和4年11月総会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶お願いいたします。

会 長 おはようございます。ご苦労さまです。

11月になりました。忙しい時期も少し落ち着いたというような方もおられるというふうに思います。今非常に真庭市としてはいちばんいい時季だろうというふうに思います。紅葉のほうもかなり進んでおりまして、市外から来られる方も多いんだろうというふうに思います。

皆さんにこの夏から10月中にかけまして利用状況調査をしていただきました。非常に暑い時期からいろいろとお忙しいときを迎えてということでありまして、非常に苦労された方も多というふうに思います。今の現状をしっかりと見られたというふうに思います。今後の地域の暮らしとか、そういうところで生かしていただきたいというふうに思います。人・農地プランのほうも市内でも何か所か進んでいるというふうなことでございます。来年からまた本格的になるんだろうというふうに思いますけど、地域地域でしっかりと考えていかなければならないというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、これより11月総会を開会いたします。お願いします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、総会を進めさせていただきます。

本日欠席の委員さんは7番委員さん、10番委員さんより通告をいただいております。遅参の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中17名で定足数に達しておりますので、11月総会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行を会長にお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただきますことにご異議ありませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 それでは、議事録署名委員は、3番 [ ] 委員、4番 [ ] 委員を指名いたします。

日程2、議案第59号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第59号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は6件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、北房の譲渡人が、相手方の要望により、同じく北房の譲受人に、申請農地、畑3筆642㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、21番推進委員さんから説明をお願いいたします。

21番推進委員 議長。

議長 はい、21番推進委員。

21番推進委員 21番推進委員です。

番号1について、去る11月2日に譲受人、譲渡人、双方に立会いをいただきまして現地調査を行いました。権利移転する事由の詳細についてですけれども、譲渡人は土地所有者であります。住まいと農地が離れておりまして、そして譲渡人自身の労力不足があり、耕作することに不便と負担を感じておりました。そういった話の中で、今回農地の近くに住んでいる譲受人と申請地の譲渡の話がまとまり、譲受人が申請地を無償によって取得するものであります。続きまして、譲受人の耕作状況についてですけれども、譲受人はながら農業にも従事しております。譲受人に話を聞いたところ、現在利用権により耕作している農地を守りながら畑作にも挑戦しようという意気込んでおるといことです。農業経営の状況は厳しいものがありますけれども、経営継続に向けいろいろと意欲的に取り組んでおり、取得後も引き続き積極的に農作業に従事されるというふうに思われます。

以上のとおり耕作状況及び従事日数等については問題ないと思われまので、ご審議方よろしくお願ひします。その他特に指摘すべき事項はございません。審議方よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止により、落合の譲受人に、申請農地、田1筆888㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いいたします。

27番推進委員 議長。

議長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 27番推進委員です。

10月28日に電話で譲渡人に確認いたしました。譲渡人は■■■■に在住しており、こちらには今現在どなたもおられません。当該の水田は実家の近所の人に管理してもらっておりましたが、このたび返納されることになり、耕作できる人を探しておりました。当該の水田の隣でハウスを5棟持ち、野菜などを精力的に作っておられる譲受人と話がこのたびまとまり、譲渡することになりました。譲受人は、現在水田を61アール、畑を55アール作っており、ハウスも5棟所持しており、農機具もコンバイン、トラクター、管理機等を所持しており、今後も問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号3でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田4筆3,481㎡、畑2筆493㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 議長。

議長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

番号3について説明いたします。

譲受人と譲渡人は、もう以前から同地区内に住所を置いていたんですけれども、譲渡人は市外へ在住しておりまして、両親が残っておりましたがその方も亡くなり、譲受人が以前からこの農地を耕作しておりました。しかし、このたび両親も亡くなり、こちらの農地を手放すということになり、譲受人が今後譲り受けて耕作するものです。譲受人は家族で野菜など多品目を栽培しておりまして、主にJAや直売所へ出荷しておりまして熱心な農家であります。今後、耕作にあたりまして何ら問題はないと思われますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございますが、久世の譲渡人が、耕作不便により、同じく久世の譲受人に、申請農地、畑1筆204㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 この件は私が担当ですので説明させていただきます。

10月29日に現地調査を行いました。譲渡人と譲受人は同じ自治会内でありまして、大変親しい仲でもあります。譲渡人は高齢でもあり、申請農地への進入路がなかったために非常に不便を感じておりました。また、今後農地管理が非常に難しくなることから、申請農地に隣接する農地の所有者でもあります譲受人に無償譲渡したい話をされまして双方でまとまったものであります。譲受人は高齢ではあります

が、元気に農作業をされておられます。忙しい時期には家族も手伝われているようです。水稻中心の経営をされておられます。今年はこの地域の水利組合より水路補修ができていないため、本来は■■■■より入水しておりましたが、それができない、ため池だけに頼る作付となることから組合より減反するように、水稻は少し減らすよという話があったそうで、今年20アール弱の作付となったということですが、熱心に農作業をしておられますので今後も農地を守っていただけるものというふうに思います。その他指摘事項はありません。よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号5でございますが、市外の譲渡人が、労力不足により、湯原の譲受人に、申請農地、畑1筆360㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 議長。

議長 はい、2番委員。

2番委員 2番です。

5番につきまして、11月3日に譲受人立会いの下、現地確認及び聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は近所で同じ地域で幼い頃から苦楽を共にしてきた仲にありましたが、平成18年頃に譲渡人が仕事の都合により■■■■に在住となり、対象農地が管理できなくなり荒廃していました。このたび高齢者ながら大変勤労意欲のある譲受人が荒廃した農地をチェーンソー、ユンボ、いろいろ使いまして一から整備し、野菜等を栽培したいという強い意向の下に権利移転が成立したものです。こういった意欲、この昨今の農業状況の中で本当に私は感銘いたしました。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は妻と娘の3人暮らしで、現在水田43アール、畑4アールに水稻、野菜等を作付し管理しております。トラクター、田植機など必要な農機具は全て完備しており、農地取得後も当然十分な作付、管理を行うものと思われま。その他指摘事項はございません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号6でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止により、八束の譲受人に、申請農地、田1筆683㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、41番推進委員さんから説明をお願いいたします。

41番推進委員 議長。

議長 はい、41番推進委員。

41番推進委員 41番推進委員です。

先日の11月2日に譲受人、また1番委員さんとの立会いの下、現地確認に伺いました。譲受人、譲渡人とは遠い親戚関係で、譲渡人は[ ]に住んでおられ、高齢と病気もあり、この申請地はもう数十年前から借地として譲受人が利用しておられ、このたび売買の話がまとまりました。以前はシイタケを栽培されていたので小屋もあり、農業倉庫、農機具倉庫として利用し、そばにはウドなどを作付されています。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は奥さん、両親、息子、娘さんと、また親戚の手伝い人と大型専業農家で、主にキャベツ、ミニトマト、水稻に夏場はスイートコーンと作付されておられます。必要な農機具は全て所有しており、今後は息子さんが後継者として規模拡大も考えておられます。その他指摘事項はありませんので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第59号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第60号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第60号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議いただく案件は4件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（北房）は、[ ]行っています。

には格納している農機具や自家用車、またもみ殻や農業用資機材、運搬車両等の置場が不足し大変困っていることから、田1筆755㎡を、農業用資材・農機具・車置場として使用するため、転用申請するものです。なお、当初は農業用倉庫も新設



事務局次長 7番委員から調査報告書を預かっておりますので読み上げさせていただきます。  
申請人立会いの下、現地確認を10月30日に行っております。転用しようとする事由の詳細ですけれども、現在の墓地は山の斜面にあり参拝には急な斜面をかなりの距離を歩いて行っていますが、申請人も高齢となり現状墓地の管理が難しくなってきたということで、このたび自宅からも近く管理しやすい申請地に墓地並びに進入路の転用申請をするものです。申請地の位置ですけれども、南に約600mのところ、すぐ近くに■■■■■があるところです。周囲の状況ですけれども、東、墓地、西、畑、南、畑、北、畑となっております。周辺農地への影響ですが、今回の転用は墓地及び進入路の設置であり、隣接農地への日照、通風に支障をきたすことはないと思われまます。なお、周辺農地所有者、近隣者への承諾は受けております。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号3でございます。

4ページをご覧ください。

申請人（落合）は、現在の墓地が山際で日が当たらないこと、落葉樹の落ち葉が大量であること、イノシシが墓地を掘り起こして墓石等が倒される被害があるなど悪条件であることから、畑1筆20㎡を、墓地用地に、同じく畑1筆778㎡のうち105㎡を、駐車場にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成等■■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長、30番推進委員です。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 去る10月30日、現地確認及び本人と面談いたしました。申請人の墓地は山中にあり、近年イノシシの被害が甚大で、墓地内の土が掘り起こされたり墓石が傾く等、被害が生じておりました。あわせて、墓地隣の他人の山から木の枝が垂れ下がり、改善の話も進まず苦慮しておりました。こうした事情により、畑の一部を墓地及び県道に面しているため交通への支障がないように駐車場として申請するものです。申請地の位置は■■■■■から300mぐらいのところ、合流する■■■■■山寄せの畑です。周りには■■■■■の墓地がたくさんあります。周囲の状況につきましては、東が墓地、西が道路、南が自分の畑、北も畑という図式です。周辺農地への影響につきましては、墓地及び駐車場なので周辺の農地への影響はないと思ひます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。



議長 ありがとうございます。  
続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号4でございます。

申請人（勝山）は、家族が帰郷し自家用車が増えましたが、敷地が狭く駐車場所に困っていることから、畑2筆428㎡を、露天駐車場にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成等■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 5番委員です。

去る10月29日に現地調査に行ってきました。今春、申請人の■■■が同居し家から通勤することとなり、車が1台増したことにより、以前から駐車スペースが少なく、非常に狭い土地で青空駐車をしていました。カーポートを作りたく計画していましたが、今回の場所以外によい場所がなく、家族で協議し、この場所を申請するものであります。申請地の位置等でありますが、申請人の居住している家の東側に隣接している畑であります。周囲の状況ですが、東は墓地、西は自宅、南は宅地、北側は山林となっております。周辺農地への影響ですが、周辺は農地がほかになく宅地と山林に囲まれている畑でありまして、ほかに影響はないものと思われまます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第60号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第61号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議

についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第61号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は1件となっております。

5ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（市内法人）は、                    営んでおります。申請地周辺地域からアパート入居の問合せも多いことから、申請地、田3筆、合計1,780㎡を、譲渡人（久世の2名）から譲り受け、共同住宅を建設するため、転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引の用途区域に該当するため3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入                    円、土地造成                    円、建物施設                    円。資金の内訳として、借入金                    円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いたします。

議長 現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

番号1について報告いたします。

去る10月31日に譲受人（法人担当者）立会いの下に現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人は                    で、譲渡人の一人から高齢者でもあり後を継ぐ人もいないので以前より申請地の売買について相談を受けておりましたが、このたびもう一人の譲渡人についても高齢者で最近体を悪くしたため、売買することで話がまとまったものです。申請地の位置等ですが、北へ約60mで宅地化が進んでいる地域であります。周囲の状況は、東側は田、西側は宅地、南側は田、一部宅地、北側は線路に面しております。水利組合とも話がついており、周囲の農地への影響はないものと思われれます。その他指摘事項もないので、審議方よろしく願いたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第61号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第62号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第62号について。

7ページをお開きください。

議案第62号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案としまして、令和4年11月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全73筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第62号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、報告第26号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 13ページをお開きください。

報告第26号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の7件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。

議 長 報告第26号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

質問、意見等がないようですので、この案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議 長 よろしいですか。

事務局からは。

<「なし」の声>

議 長 それでは、以上で11月総会を閉会したいと思います。

次回12月総会は、12月9日金曜日の午前10時からですので出席願います。

(午前10時50分 閉会)